

和 建 総 号 外
平成30年9月5日
(2018年)

各 位

和歌山市 都市建設局
建設総務部 建設総務課長

入札書等を電子入札システムにより提出できない場合の特例について

電子入札により執行する建設工事等の案件について、やむを得ない事情で電子入札システムにより入札書等を提出できない場合は、次のとおり書面による入札参加が認められています。

1 やむを得ない事情

- (1) 代表者の変更等やむを得ないと認められる事由により、ICカードに格納されている電子証明書記載事項の変更の必要が生じ、かつICカードの再取得が電子入札に係る各手続の期限等に間に合わないとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、次のいずれかにより、電子入札システムを用いて入札書を提出できないとき。
- ア 天災
 - イ 広域的又は地域的な停電
 - ウ インターネットプロバイダ、通信事業者等に起因する通信障害
 - エ その他入札参加者に責めがない障害
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 書面による入札参加の手続き

提出書類：①紙入札参加届出書

②和歌山市競争入札参加資格登録書の写し（最新のもの）

提出期間：開札日の前日から起算して3日前（休日は除く）の午前8時30分から **開札日の前日の午前12時**まで

(例)

月	火	水	木	金
	 電子入札システムによる入札書受付期間			開札日
	 紙入札参加届出書等の提出期間			☆ 入札書等持参

3 入札書等の提出方法

次の書類を開札予定日時に開札場所にご持参ください。

- ①入札書
- ②工事費（建設コンサルタント業務費）内訳書
- ③委任状 ※代理人が入札参加する場合
- ④競争入札参加表明書
- ⑤和歌山市競争入札参加資格登録書の写し（最新のもの）
- ⑥紙入札参加届出書の受理書
- ⑦くじ番号登録申請書

4 その他

- (1) 紙入札での参加届出を受理した後は、当該案件の電子入札に係る作業を行わないものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる電磁的記録の受発信は有効なものとして取り扱い、別途手続きを要しないものとする。
- (2) 紙入札者は、和歌山市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）の実施要領、事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件及び和歌山市電子入札運用基準に定めるもののほか、和歌山市建設工事等事後審査型制限付き一般競争入札（持参方式）の実施要領及び事後審査型制限付き一般競争入札（持参方式）における入札条件の規定により入札手続を行うものとする。